

調査票実施状況

1. 質問事項にご記入頂いた委員 17名
2. ご意見のみ 3名
 - (1) 第26回生命倫理専門調査会、追加資料2（勝木委員、島菌委員）2名
 - (2) ヒト受精胚にかんするアンケートに対しては、この問題について専門的な学問をしていない者が、簡単にお答えすべきものではないと思われます。無責任になることはお許し下さい。
 ただしこうした問題について、一般的市民としての立場から、現時点において考えられる限りの、良心的、かつ穏健な取り扱いの実現可能な方法については、過日審議会の中で、私見を申し上げます。（1名）

以下質問事項ご記入頂いた17名の委員ご意見

選択肢からの回答については、該当する記号に丸印を付けて下さい。
 各選択肢に続く「 」以下の質問にも、ご回答願います。

1. ヒト受精胚について
 - (1) ヒト受精胚の倫理的 position 付け
 ヒト受精胚の倫理的 position 付けについて、どのようにお考えですか。次の ~ の中で最もお考えに近いものを選択して下さい。

ご回答	1名	1名	14名	1名
-----	----	----	-----	----

「人」と同じ。

生殖補助医療において生じる余剰胚については、どのように取り扱うべきとお考えですか。

【寄せられたコメント】

- ・ 使わない。人クローン胚ができていない状況で、この問題点は変わったとの認識ができる。

基本的性格は「モノ」(但し、ヒトの他の組織や細胞と同様に人の生命に由来する存在としての尊重を受けるべきとする。)

「人」と同じではないが、人へと成長し得る生命の萌芽として、ヒトの他の組織や細胞とは同列に扱えない存在(「人の生命の萌芽」)

【寄せられたコメント】

- ・ ヒト受精胚を用いる研究に性急すぎて、社会の一般理解を得られないことは、長期的に却ってマイナス。
- ・ この設問は、旧生命倫理委員会のヒト胚報告書が「人の生命の萌芽」としていることとの関連にふれておらず、設問の仕方として不十分である。
- ・ に丸を付けないとしても、余剰胚の問題は残っています。私は、どうせ毀滅されるべき存在だから保護を受ける必要はないという論理には反対です。

その他

【寄せられたコメント】

- ・ 個人的にはものとして考えている。ただ、社会的にはヒトでもない、ものでもない第3の存在として理解するので良い。ただ生命の萌芽と言うよりヒトに近い。

(2) ヒト受精胚の研究目的の作成

ヒト受精胚を研究目的で作成することが許される場合があると考えますか。

ご回答	14名	3名
内訳	1) 1名 2) 12名 3) 1名 4) 0名	

ある。

その場合、どのような研究について、許されると考えますか。

1) 生殖補助医療に関する研究のみ

【寄せられたコメント】

- ・ 原則として許されない。生殖補助医療を認めるのであれば、その改善の為の研究は認めざるをえない。胚を研究材料として利用するために作成することは認められない。

2) 生殖補助医療、難病等の医学研究のみ

【寄せられたコメント】

- ・ 科学技術本来の使命。
- ・ 不妊治療の研究で受精胚の作成はすでに行われており、生殖補助という「人の生命の萌芽」に関する不妊治療患者の救済に不可欠であること、及び胚の研究を作成段階から行われれば治療しえない疾患の研究の場合には、科学技術が現状にまで発展している以上、患者救済の理由から許される余地があること。但し、この回答は一般的に生殖補助医療や難病の研究なら許されるとするものではなく、法律による定めるによる国の厳格な審査の上での個別の許可制とすべきである。この部分では「研究の自由」は制限される。
- ・ 難病治療で他に手段がない場合。

3) 医学研究のみならずその他の様々な研究

【寄せられたコメント】

- ・ 例えば、環境におけるヒトの安全性を評価する研究など。ヒト受精胚を大切に扱うことは論をまたない。しかし、人類社会の進歩、幸福へ応えるために、必要最小限の作成・利用は許されるべきである。これによって、人の尊さがそこなわれることがないと思う。

4) その他

ない。(ヒト受精胚を研究目的で作成することは、一切許されない。)

【寄せられたコメント】

- ・ 現在の医学のレベルでは、クローン化されたES細胞があり、これを用いた研究を進めるべき。医学の進歩は日進月歩。現在は4～8細胞期まで分裂して遺伝子異常等を検出し、卵を選択できる生殖医療である。
- ・ 両性による人間的行為及びこれに準ずる行為として以外の受精は不可。
- ・ 生命の発生の補助ではなく、生命それ自体の作製になるから。(現に生殖補助医療の関連で研究目的で作成されているという事実的理由は正当性に乏しい。)

(3) ヒト受精胚の研究目的の利用

ヒト受精胚を研究目的で利用することが許されると考えますか。

ご回答	12名	5名	0名	
内訳	1) 1名	2) 3名	3) 1名	4) 0名

上記(2) で回答したとおり作成した受精胚を研究に用いてよい。

【寄せられたコメント】

- ・この設問は不適切な質問であり、また回答の選択肢も不十分である。胚の研究目的の利用についての設問であれば、まず受精胚一般について利用の可否を問うた上で、作成の可否(前問)を問い、その上で、作成を認められた胚について、どのような場合に研究に利用してよいかを問うべきである。本設問は事実上、(2)のくり返しである。回答は(2)と同じものにならざるを得ず、意図的である。

余剰胚に限り研究に用いてよい。

その場合、どのような研究について、許されると考えますか。

1) 生殖補助医療に関する研究のみ

【寄せられたコメント】

- ・提供者の同意は必要。

2) 生殖補助医療、難病等の医学研究のみ

【寄せられたコメント】

- ・精子・卵子の提供者が同定され、その当事者が生殖補助医療以外に難病等の医学の研究への使用を許可したときに限る。
- ・他の人の生命を助ける為の研究は認められる。
- ・生殖補助医療については、胚が作成された生まれたその当の目的に資するから。難病研究については、その「不幸」の重さが「胚」の尊厳を凌ぐと思われるから。

3) 医学研究のみならずその他の様々な研究

【寄せられたコメント】

- ・個々に判断して、その有益性必要性が例外的に認められる場合。

4) その他

ヒト受精胚を研究目的に利用することは一切許されない。

2. 人クローン胚について

(1) 人クローン胚の位置付け

ヒト受精胚と比較した場合の人クローン胚の倫理的な位置付けについて、どのようなお考えですか。 ~ の中で最もお考えに近いものを選択して下さい。

ご回答 4名 5名 7名 記述なし1名

人クローン胚は、核移植という自然界に存在しない人為的なプロセスによって形成される胚であることから、母胎に移植すれば人になり得るとしても、ヒト受精胚と同じとは考えられず、ヒト受精胚に準じた位置付けを与えられるべき。

人クローン胚は、核移植という自然界に存在しない人為的なプロセスによって形成される胚であるとともに、母胎への移植が禁止されており、一般には生命としての誕生を想定し得ないこと等から、ヒト受精胚とは異なった倫理的な位置付けを与えられるべき。

人クローン胚の形成プロセスに特殊性があり、法律上母胎内への移植が禁止されている等の事情があるとしても、仮に母体に移植すれば人になり得る点ではヒト受精胚と同様であることから、その作成・利用の倫理的問題については、ヒト受精胚とそれとの間に相違を認めることはできない。

【寄せられたコメント】

- ・人クローン胚とヒト受精胚との生物学的相違を問題にすること自体おかしなことだと思えます。

(2) 人クローン胚の作成

人クローン胚の作成は許されると考えますか。

ご回答	単数回答	9名	0名	7名		
	複数回答	「	および	- 1、2」を選択	1名	
	7名について	単数回答	4名	1) 0名	2) 4名	3) 0名
		複数回答	3名	「1、2」を選択	2名	
				「1、2、3」を選択	1名	

許される。

【寄せられたコメント】

- ・ 研究の材料としてに限る。作成できる研究者もある程度限定し、毎年の報告等をさせる。無料で有資格者に供する等。
- ・ 現在、ES細胞を使った再生医療の研究が進められており、その進展を考慮して、人クローン胚を用いる研究は厳格な規制の下で行って良いと考える。
- ・ 特別の有益性と必要性ある場合は国家の責任において認める。
- ・ 厳しく限定された条件下で、移植医療、生殖補助医療等の研究に使うことは考えられる。
- ・ ヒトES細胞の作製が許されているのは、その臨床的応用の可能性が高いからである。ヒトES細胞の臨床応用の実現のためには、人クローン胚の作製に関する研究が必要である。そうでないとヒトES細胞をみとめた理由がなくなる。
- ・ 既にモデル動物で可能性と安全性が示されているクローン胚由来ES細胞はヒトの難病治療に役立ち、研究を行う理由は十分ある。
- ・ 難病を患う本人のクローン胚であり、かつその難病治療をのみ目的とする場合に限り。

許されない。

「モラトリアム」期間を置くべき。

「モラトリアム」とした理由について、次の中から最もお考えに近いものを選択して下さい。

- 1) 現時点では、ヒトES細胞を用いた再生医療の有効性や必要性が判断できないため、十分な科学的知見が蓄積するまで、判断を先送りすべきだから。
- 2) 人クローン胚の作成が許されないとは考えないが、国民的理解を十分に得た上で行なうべきであり、そのための国民対話の期間の経過後に、その作成を認めるべきだから。

- 3) 現時点においても、人クローン胚の作成の是非についての議論はまとまっていないことから、議論が決着するまで禁止しておくべきだから。

どのような場合に「モラトリアム」は解除されるべきか、次の中から最もお考えに近いものを選択して下さい。

ご回答	(2)で	を単数回答された7名について
単数回答	4名	1) 2名 2) 2名 3) 0名
複数回答	3名	「1、2」を選択 2名 「1、2、3」を選択 1名
(2)で	と	を複数回答された1名について
複数回答		「1、2」を選択 1名

- 1) 現時点では、ヒトES細胞を用いた再生医療の有効性や必要性が判断できないため、十分な科学的知見が蓄積するまで、判断を先送りすべきだから。
- 2) 人クローン胚の作成が許されないとは考えないが、国民的理解を十分に得た上で行なうべきであり、そのための国民対話の期間の経過後に、その作成を認めるべきだから。
- 3) 現時点においても、人クローン胚の作成の是非についての議論はまとまっていないことから、議論が決着するまで禁止しておくべきだから。

【寄せられたコメント】

・上記3要件を充たす必要がある。

3. ヒト受精胚等に関する制度

(1) ヒト受精胚等の作成・利用の規制

ヒト受精胚等の作成・利用に関する規制(作成・利用の禁止及び限定的容認を含めて)について、いかなる方法が望ましいと考えますか。

ご回答	単数回答	4名	11名	1名
	複数回答		「、」を選択	1名

【寄せられたコメント】

・研究の目的など基本的人権に関する制約であるため、原理的には、又はと

の組み合わせが望ましいが、さしあたっては でもやむをえない。生殖補助医療に関する規制との整合性の確保が重要。

法律による規制

【寄せられたコメント】

- ・ 「人の生命の萌芽」にふさわしい法的保護が与えられるべきである。
- ・ 「人の生命の萌芽」と胚を位置づける以上、当然法律による厳格な規制の下に研究が行われるべきである。またクローン法との関連でクローン胚については同法の規制がかかるし、仮に指針（特定胚指針の適用）による場合も、同じ結果が担保されるべきである。法律に基づかない国のガイドラインや自主規制は不十分である。

国のガイドラインによる規制

【寄せられたコメント】

- ・ 未知の部分が多く、走りながら整えていくべき。
- ・ 学会では統一されていない。国民の支持、信頼性も低くなる可能性あり。国の省庁を越えたガイドラインが必要。科学技術は日進月歩しており、十分の検討の上変更する必要あり、法律による規制にそぐわない。
- ・ 国民対話、討論を経てコンセンサスを作った方が良いので。法律だとどうしても国民的反対意見が出た場合、訴訟が多くなりコスト（社会的な）が高くなりすぎるので。
- ・ 特別の有益性と必要性の故に、その時代の国家がその責を請け負うべきこと。
- ・ 又は が専門家にとって目標となる（実際的に）、 の場合は厳格な意味での規制は実施がむり。
- ・ 現在、発展中の学問領域なので、法律によるのではなく、ガイドライン規制し、研究成果によって修正を加える余地を残すのがよい。
- ・ ガイドラインの方が社会の変化に応じたすみやかな対応が可能であるから。
- ・ ガイドラインは、科学者とそれ以外が議論する中でコンセンサスを形成することができる方法である。ただ、学会のガイドラインになると全ての研究者をカバーできない。一方、法的規制は結局科学者の積極参加を阻害して、許可されれば良いと言う受身的立場を誘発する。
- ・ 本来は学会での自主規制が望ましいと思いますが、現在は不十分なことが明らかです。他方、一遍に法律に行くことはかなりの問題があります。

- ・ 科学的・技術的進化の過程に即応できるとともに、ある種の公的制約がかけられるから。

学会等のガイドラインによる自主規制

【寄せられたコメント】

- ・ 法律で規制すると融通がきかず、科学技術が進歩し、社会の価値観が時代とともに変わったとき、機能しにくくなると思われる。また、このような専門的技術は、技術を担う専門家が自主的に審理する姿勢がもっとも望ましいと思われるので。

(3) ヒト受精胚等の作成・利用に関する審査機関

ヒト受精胚又は人クローン胚の作成・利用が許される場合があると考えた方は、これを審査・規制する機関について、いかなる要素が必要とお考えか、ご記入ください。

【寄せられたコメント】

- ・ 機関における審査と国による審査の二重体制、いづれにしても厳格な審査が望まれる。
- ・ 当面ES細胞に準ずるような専門家組織で対応し、将来は第三者機関に移行へ。
- ・ 海外にも提供される可能性は高く（クローン胚など）、その使用が国内ルールを越えた時などのことを考えれば、その時の対応を含めて国レベルの対応が必要と考える。
- ・ 日常の要件（科学的利用、インフォームドコンセント etc.）+ 中間（経過）報告を審査委員会へ、かつブリーフィングを国民にも発表。
- ・ 専門性が重要は当然だが、社会に対する透明性のため情報発信、開示が必要であると考え。
- ・ 公開性、多価値の容認、利益・経済性の排除、ポピュリズムの排除、特定の宗教色の排除。
- ・ 科学的・倫理的・法的に適正かつ公正に判断できること。調査権・研究の差止権等をもつこと。
- ・ 国の機関で胚の作成・利用について、審査、許認可、査察、強制停止等の強い権限を持つものが必要である。
- ・ 医学倫理委員会と同様の構成（専門分野・法律家・一般人）
- ・ 文科省、厚労省、内閣府の代表に加え、生物系、人文・社会系の専門家等を

加えた10～15人の会。

- ・ 客観性、科学性、透明性。
- ・ 質問が抽象的すぎて、回答もまとめにくい。諸外国の類似の機関、我が国で先行する同様の機関を参考に検討すべし。
- ・ 教条にとらわれず、広い視野から議論できるメンバーによる審査委員会が望ましい。法的には、明確な指針を設け、それに従って研究計画を作成する、ヒトES細胞の樹立、使用の指針方式が望ましい。
- ・ 国のガイドラインによる規制の中に、日本産科婦人科学会の会告（平成14年1月）に規定されている研究・利用目的以外について以下の項目を含むべきと考えます。作成・利用をする研究機関のIRB設置、研究機関の設置に関する国の審査機構の設立（機関数の限定）、作成・利用の各々の申請研究題目の国の審査機構の設置（研究開始後の評価も行う）などが、国のガイドラインにおいて規定されることが望ましい。これらでの国の審査機構は別々に独立して存在することが良いと思います。文科省の現在のES細胞の樹立・研究に関する審査部会は、これらの審査機構にそれぞれ包含されてもよいと考えます。
- ・ 文部科学省。生命倫理安全部会の下にもうひとつ。
- ・ 実際、作成・利用に直接は関わっていないが、その技術及び利用の目的となる医学研究、難病治療等に通じた専門家が複数に参加することが必要と思われる。

了